

能代市緑町グループホーム（介護予防）運営規程

（目的）

第1条 この規程は、能代市が設置する能代市緑町グループホーム（以下「事業所」）において社会福祉法人能代市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適切な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 認知症状態にある者を共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を図る。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 利用者の趣味又は、嗜好に応じた活動の支援や家族との交流等の機会を確保する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

- （1）能代市緑町グループホーム（以下「事業所」という）
- （2）秋田県能代市緑町7番17号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（同一敷地内の他の事業所の管理者と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名（介護職員と兼務）
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、入居者の支援を行う。
- (3) 介護職員 5名以上
介護職員は、入居者に対しての介護及び必要な支援を行う。
- (4) 夜間介護員 4名以上
夜間介護員は、入居者に対しての介護及び必要な支援を行う。

（利用定員）

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを提供する定員は9名とする。

（介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助に関すること
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ 入浴の介助
 - エ その他必要な介護
- (2) 健康状態の確認に関すること
- (3) 機能訓練サービス
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ グループワーク
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 趣味活動
- (4) 食事
 - ア 買物
 - イ 調理
 - ウ 食事準備、後始末

（介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等）

第8条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている現況を踏まえて介護従業者と協議の上、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

- 3 利用者に対し、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第9条 本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 食材料費 食事1日につき 840円(1食280円)
 - (2) おむつ代 実費
 - (3) 理美容代 実費
 - (4) 前各号に掲げるものの他、介護予防認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施区域は次のとおりとする。
能代市の行政区域内

(入居者の留意事項)

- 第11条 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを利用するに当たって、入居者側の留意事項は次のとおりとする。
- (1) 認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供とする。
 - (2) 主治医の診断書等の確認による入居とする。
 - (3) 利用者の健康状態が思わしくないと判断されるときは、入浴や機能訓練等を中止する。
 - (4) 機能訓練室では、機能訓練指導員及び介護従事者の指示に従い行動する。

(サービス提供記録の記載)

第12条 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該介護予防認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第14条 提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 介護予防認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに能代市に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員等に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第20条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第21条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設

けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。